



始良中央地区

第14号

平成16年7月

合併協議会だより

編集
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>
メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

シリーズ「まちの顔」 今月は **溝辺町** を紹介します



写真は、左から「溝辺町ふれあい温泉センター」と「上床どーむ」です

第26回協議会

「使用料、手数料等の取扱い」、「自治会・行政連絡機構の取扱い」、「コミュニティ施策の取扱い」、「その他事業(温泉事業)の取扱い」についての協議及び「住民説明会資料(素案)」についての提案説明がありました。

第27回協議会

「住民説明会資料(素案)」についての協議及び溝辺町長から溝辺町議会において、「合併協議会から離脱する決議」が可決されたことについて、報告がありました。

第二十六回・第二十七回 協議会内容

始良中央地区合併協議会の第二十六回協議会が六月十日、第二十七回協議会が六月二十四日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち、五つの事項について協議され承認されました。

第二十六回協議会

【協議された事項】……………

協議第六十六号 使用料、手数料等の取扱いについて

新市における使用料、手数料等の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併までに調整すること
- 二 手数料については、負担の公平性の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併までに調整すること

協議第六十七号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて

新市における自治会・行政連絡機構の取扱いについて、協議のうえ次の

とおり承認されました。

- 一 自治会の名称などの取扱いは、合併までに関係団体と協議を行い調整すること

二 自治会などの組織は現行のとおりとする。なお、規模、区域を含め、見直しをする場合は原則として地域の自主性に委ねること

三 自治会と行政との連絡調整を行う委託事務は、現行のとおりで新市に引き継ぎ、方式は業務委託とする。ただし、委託内容及び委託料については、随時調整し、二年以内に統一すること

協議第六十八号 コミュニティ施策の取扱いについて

新市におけるコミュニティ施策の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 新市の旧区域ごとのコミュニティ組織体系図は、次頁のとおりとすること。体系図は、前回第十三号協議会だよりの七ページに掲載済み
- 二 地区公民館(会)、自治公民館、集落運営補助金は、現行のとおりで新市に引き継ぎ、新市において、二年以内の制度の統一化にむけ検討を行う。

なお、補助金とは別に、合併までに、地域活動の活性化を図る「地区活性化補助制度(仮称)」を創設



協議会における審議状況

すること

三 各種施設整備補助制度は、国分市の例を参考に、合併までに統一した制度を構築すること

四 コミュニティ組織を活用したまちづくり事業は、新市に引き継ぎ、国分市及び霧島町の例を参考に、合併までに統一した制度を構築すること

協議第六十九号 その他事業(温泉事業)の取扱いについて

新市におけるその他事業(温泉事業)の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

- 一 温泉事業については、現行のとおりで新市に引き継ぐこと

- 二 温泉使用料については、現行のとおりで新市に引き継ぎ、平成十九年度までに調整すること
- 三 加入金については、現行のとおりとすること
- 四 手数料については、霧島町の例により合併までに調整すること

【提案された事項】……………

住民説明会資料(素案)について

一市六町により合併を行った場合、住民生活がどのように変わるのか、また、新市の将来はどのような姿になるのか等、現在までに協議・調整を行ってきた内容についての情報提供を行うための「住民説明会資料(素案)」について、次回の協議会議事の提案説明がありました。

第二十七回協議会

【協議された事項】……………

住民説明会資料(素案)について

住民説明会資料(素案)については、前回第二十六回協議会において事前提案していましたが、委員から合併した場合、合併しなかった場合の財政比較ができる資料等の要望があり、協議を行い一部修正のうえ承認されました。

今後、この説明会資料は各世帯に配付され、各市町において住民説明会が開催されることとなります。

第27回会議の冒頭、合併協議会会長から溝辺町議会において、「始良中央地区合併協議会から離脱する決議」が可決されたことを踏まえ、次の会長コメントを発表したことが明らかにされました。

始良中央地区合併協議会会長コメント

溝辺町の議会において、協議会から離脱をすることが決議されたということではありますが、この協議会は、昨年5月22日に設立総会が開催されてから、今日まで26回にも及ぶ協議会が開催され、平成16年3月31日には「新市まちづくり計画」について県知事との協議が整い、また、6月10日に開催された合併協議会では、51の協定項目のすべての協議も終わったところでもあります。協議会委員をはじめ、まちづくりフォーラム委員、1市6町の住民、各議会、新市の名称に応募していただいた多くの方々などたくさんの皆様のご尽力、ご協力があったからこそここまでできたものと思っています。

これからは、7月からの住民説明会に続き、合併協定調印式、各市町での廃置分合の議案の提案など大きな日程が控えている中で、離脱をするという決議がされたことについては、非常に驚いています。

この始良中央地区合併協議会は、あくまで1市6町を構成市町とする協議会であり、溝辺町議会で離脱を決議されたとは言え、これまでの経緯から溝辺町長がこの決議により合併協議会から離脱の意思決定をされるとは考えられず、また、町長からは、この1市6町の首長が集まった中では、1市6町を枠組みとする合併の実現に向けて取り組むことの申し合わせを何回も確認をしてきているところであり、その信頼は揺るがないものと考えております。

溝辺町議会が「離脱の決議」をされたことについては、1市6町を枠組みとする合併協議会に関わることでありますので、6月24日に開催される第27回協議会の中で溝辺町長から、今回の件について説明がなされ、今後の対応などについて協議されることになるものと思います。

協議会会長といたしましては、今後とも1市6町の合併実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、溝辺町長からも溝辺町議会における「合併協議会から離脱する決議」がされたことについての状況報告があり、「ここに至っての1市6町以外の枠組みというのはとても考えられない、今後も1市6町の枠組みを実現できるよう最善の努力をする。」との意志表明がなされました。

また、始良中央地区合併協議会は、このような状況報告を受け、溝辺町の事態の推移を見守ることの確認がされました。

現在までに承認された協定項目 第5回

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等
23	消防団の取扱い	<p>1 1市6町の消防団員は、すべて新市に引き継ぐ。</p> <p>2 新市の消防団は7団で構成し、原則として団の指揮命令系統及び管轄区域は現行のとおりとする。なお、合併後4年以内に組織形態及び定員などの見直しを行う。</p> <p>3 各消防団の組織形態は部制を基本とし、階級も含めて合併までに統一する。</p> <p>4 消防団拠点施設及び機械等はすべて新市に引き継ぐ。</p> <p>新市消防団体制のイメージ図</p> <p>霧島市消防団連合団長</p> <ul style="list-style-type: none"> 国分消防団 <ul style="list-style-type: none"> 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員 溝辺消防団 <ul style="list-style-type: none"> 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員 横川消防団 <ul style="list-style-type: none"> 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員 牧園消防団 <ul style="list-style-type: none"> 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員 霧島消防団 <ul style="list-style-type: none"> 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員 隼人消防団 <ul style="list-style-type: none"> 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員 福山消防団 <ul style="list-style-type: none"> 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 団員 <p>・新市の団組織は、7団体制となる。 ・団長はひとつの市に7名となる。 ・7名の団長による互選により、連合団長を1名選出する。</p>

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																																																																																									
23	消防団の取扱い	<p>各市町の消防団の現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">分団数及び部数</td> <td>7分団 21部</td> <td>4分団</td> <td>5分団</td> <td>9分団</td> <td>4分団</td> <td>6分団 17部 2班</td> <td>8分団</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">実 員 数</td> <td>団長</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>21</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>17</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>32</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>240</td> <td>84</td> <td>65</td> <td>123</td> <td>68</td> <td>171</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>299</td> <td>119</td> <td>102</td> <td>185</td> <td>99</td> <td>237</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td colspan="2">詰所</td> <td>21</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>19</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消火栓</td> <td>378</td> <td>130</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>88</td> <td>273</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防火水槽</td> <td>63</td> <td>104</td> <td>14</td> <td>42</td> <td>50</td> <td>22</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ポンプ車</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">積載車</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型動力ポンプ</td> <td>—</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	分団数及び部数		7分団 21部	4分団	5分団	9分団	4分団	6分団 17部 2班	8分団	実 員 数	団長	1	1	1	1	1	1	1	副団長	2	1	1	2	2	2	2	分団長	7	4	5	9	4	6	8	副分団長	7	4	5	9	4	—	8	部長	21	5	10	9	—	17	8	班長	21	20	15	32	20	40	22	団員	240	84	65	123	68	171	99	合計	299	119	102	185	99	237	148	詰所		21	4	9	9	4	19	8	消火栓		378	130	—	18	88	273	38	防火水槽		63	104	14	42	50	22	92	ポンプ車		7	4	2	5	4	10	2	積載車		14	5	9	9	4	9	7	小型動力ポンプ		—	8	—	16	6	9	1
				国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																																																																																																	
		分団数及び部数		7分団 21部	4分団	5分団	9分団	4分団	6分団 17部 2班	8分団																																																																																																																																	
		実 員 数	団長	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																	
			副団長	2	1	1	2	2	2	2																																																																																																																																	
			分団長	7	4	5	9	4	6	8																																																																																																																																	
			副分団長	7	4	5	9	4	—	8																																																																																																																																	
			部長	21	5	10	9	—	17	8																																																																																																																																	
			班長	21	20	15	32	20	40	22																																																																																																																																	
			団員	240	84	65	123	68	171	99																																																																																																																																	
			合計	299	119	102	185	99	237	148																																																																																																																																	
		詰所		21	4	9	9	4	19	8																																																																																																																																	
		消火栓		378	130	—	18	88	273	38																																																																																																																																	
		防火水槽		63	104	14	42	50	22	92																																																																																																																																	
		ポンプ車		7	4	2	5	4	10	2																																																																																																																																	
積載車		14	5	9	9	4	9	7																																																																																																																																			
小型動力ポンプ		—	8	—	16	6	9	1																																																																																																																																			
25-6	消防防災関係事業の取扱い	<p>1 新市に防災会議及び水防協議会をおき、速やかに地域防災計画及び水防計画を策定する。</p> <p>2 災害対策本部の組織編成は、新市の行政組織や常備消防体制と整合性を図り、合併までに調整する。</p> <p>3 防災無線については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 同報系は、現行のとおり新市に引き継ぐ。未整備地区にも災害危険箇所等を優先し、新市において導入を検討する。</p> <p>(2) 移動系は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、集中管理室の設置を検討する。</p> <p>4 新市において速やかに、周辺市町及び関係機関と「災害相互応援協定」を締結する。</p>																																																																																																																																									
		<p>各市町の現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">防災会議</td> <td>国分市 防災会議</td> <td>溝辺町 防災会議</td> <td>横川町 防災会議</td> <td>牧園町 防災会議</td> <td>霧島町 防災会議</td> <td>隼人町 防災会議</td> <td>福山町 防災会議</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水防協議会</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>横川町水 防協議会</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>隼人町水 防協議会</td> <td>福山町水 防協議会</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水防計画</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域 防災 計画</td> <td>計画概要</td> <td>風水害 対策編</td> <td>風水害 対策編</td> <td>一般災害 対策編 震災対策 編</td> <td>風水害 対策編</td> <td>風水害 対策編</td> <td>風水害 対策編</td> <td>風水害 対策編</td> </tr> <tr> <td>防災体制</td> <td>第1配備 第2配備 第3配備</td> <td>第1配備 第2配備 第3配備 緊急配備</td> <td>第1配備 第2配備 第3配備</td> <td>第1配備 第2配備 第3配備</td> <td>第1配備 第2配備 第3配備</td> <td>第1配備 第2配備 第3配備</td> <td>第1配備 第2配備 第3配備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水防業務 概要</td> <td>消防団が 兼務</td> <td>消防団が 兼務</td> <td>消防団が 兼務</td> <td>消防団が 兼務</td> <td>消防団が 兼務</td> <td>消防団が 兼務</td> <td>消防団が 兼務</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">防災 無線</td> <td>同報無線</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>個別受信</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>移動無線</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>統制台等</td> <td>市役所内</td> <td>役場内</td> <td>役場内</td> <td>役場内</td> <td>役場内</td> <td>役場内</td> <td>役場内</td> </tr> <tr> <td>型及び 台数</td> <td>車載30台 可搬10台 携帯54台</td> <td>車載27台 可搬4台 携帯3台</td> <td>車載30台 携帯10台</td> <td>車載27台 可搬15台</td> <td>車載25台 携帯26台</td> <td>車載34台 携帯26台</td> <td>車載23台 携帯10台</td> </tr> </tbody> </table>			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	防災会議		国分市 防災会議	溝辺町 防災会議	横川町 防災会議	牧園町 防災会議	霧島町 防災会議	隼人町 防災会議	福山町 防災会議	水防協議会		無	無	横川町水 防協議会	無	無	隼人町水 防協議会	福山町水 防協議会	水防計画		有	無	有	無	無	有	有	地域 防災 計画	計画概要	風水害 対策編	風水害 対策編	一般災害 対策編 震災対策 編	風水害 対策編	風水害 対策編	風水害 対策編	風水害 対策編	防災体制	第1配備 第2配備 第3配備	第1配備 第2配備 第3配備 緊急配備	第1配備 第2配備 第3配備	第1配備 第2配備 第3配備	第1配備 第2配備 第3配備	第1配備 第2配備 第3配備	第1配備 第2配備 第3配備	水防業務 概要		消防団が 兼務	防災 無線	同報無線	無	有	有	無	無	無	有	個別受信	無	有	有	無	無	無	有	移動無線	有	有	有	有	有	有	有	統制台等	市役所内	役場内	役場内	役場内	役場内	役場内	役場内	型及び 台数	車載30台 可搬10台 携帯54台	車載27台 可搬4台 携帯3台	車載30台 携帯10台	車載27台 可搬15台	車載25台 携帯26台	車載34台 携帯26台	車載23台 携帯10台																																								
				国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																																																																																																	
		防災会議		国分市 防災会議	溝辺町 防災会議	横川町 防災会議	牧園町 防災会議	霧島町 防災会議	隼人町 防災会議	福山町 防災会議																																																																																																																																	
		水防協議会		無	無	横川町水 防協議会	無	無	隼人町水 防協議会	福山町水 防協議会																																																																																																																																	
		水防計画		有	無	有	無	無	有	有																																																																																																																																	
		地域 防災 計画	計画概要	風水害 対策編	風水害 対策編	一般災害 対策編 震災対策 編	風水害 対策編	風水害 対策編	風水害 対策編	風水害 対策編																																																																																																																																	
			防災体制	第1配備 第2配備 第3配備	第1配備 第2配備 第3配備 緊急配備	第1配備 第2配備 第3配備	第1配備 第2配備 第3配備	第1配備 第2配備 第3配備	第1配備 第2配備 第3配備	第1配備 第2配備 第3配備																																																																																																																																	
		水防業務 概要		消防団が 兼務	消防団が 兼務	消防団が 兼務	消防団が 兼務	消防団が 兼務	消防団が 兼務	消防団が 兼務																																																																																																																																	
		防災 無線	同報無線	無	有	有	無	無	無	有																																																																																																																																	
			個別受信	無	有	有	無	無	無	有																																																																																																																																	
			移動無線	有	有	有	有	有	有	有																																																																																																																																	
			統制台等	市役所内	役場内	役場内	役場内	役場内	役場内	役場内																																																																																																																																	
			型及び 台数	車載30台 可搬10台 携帯54台	車載27台 可搬4台 携帯3台	車載30台 携帯10台	車載27台 可搬15台	車載25台 携帯26台	車載34台 携帯26台	車載23台 携帯10台																																																																																																																																	

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																																																										
25-10	環境衛生事業の取扱いについて	<p>1 ダイオキシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。</p> <p>3 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。</p> <p>4 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。</p> <p>5 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。</p> <p>6 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により、新市において策定する。また、処理計画(実施計画)については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。</p> <p>7 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。</p> <p>8 容器包装リサイクル法関連の資源ごみの収集品目、収集回数、排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整し、統一するものとする。ただし、収集品目については、横川町、牧園町の例により調整し、統一するものとする。なお、統一の時期については、新市において協議する。</p> <p>9 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>10 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整する。</p> <p>11 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。</p> <p>12 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。</p>																																																																																																										
各市町の現況																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ごみ資源化 容器包装リサイクル法関連)</td> <td rowspan="2">缶 類</td> <td>スチール缶</td> <td>スチール缶</td> <td>空き缶</td> <td>空き缶</td> <td>空き缶</td> <td>スチール缶</td> <td>空き缶</td> </tr> <tr> <td>アルミ缶</td> <td>アルミ缶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>アルミ缶</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">びん 類</td> <td>無色透明びん</td> <td>無色透明びん</td> <td>無色びん</td> <td>無色びん</td> <td>無色透明びん</td> <td>無色透明びん</td> <td>無色透明びん</td> </tr> <tr> <td>茶色びん</td> <td>茶色びん</td> <td>茶色びん</td> <td>茶色びん</td> <td>茶色びん</td> <td>茶色びん</td> <td>茶色びん</td> </tr> <tr> <td>その他の色のびん</td> <td>その他の色のびん</td> <td>その他びん</td> <td>その他びん</td> <td>その他びん</td> <td>その他のびん</td> <td>その他びん</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>生きびん</td> <td>—</td> <td>生きびん</td> <td>生きびん</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">紙 類</td> <td>新聞・折込みチラシ</td> <td>新聞紙、チラシ</td> <td>新聞・チラシ広告</td> <td>新聞・チラシ広告</td> <td>新聞紙、チラシ</td> <td>新聞紙、チラシ</td> <td>新聞</td> </tr> <tr> <td>雑誌・カタログ類</td> <td>雑誌等</td> <td>雑誌カタログ等</td> <td>雑誌カタログ</td> <td>雑誌等</td> <td>雑誌等</td> <td>チラシ</td> </tr> <tr> <td>段ボール</td> <td>段ボール</td> <td>段ボール</td> <td>段ボール</td> <td>段ボール</td> <td>段ボール</td> <td>段ボール</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>その他の紙類</td> <td>その他紙製容器</td> <td>その他紙製容器</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>雑誌・カタログ</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>紙箱、用紙等</td> </tr> <tr> <td>紙バック類</td> <td>—</td> <td>紙バック</td> <td>飲料用紙バック</td> <td>飲料用紙バック</td> <td>紙バック</td> <td>紙バック</td> <td>紙バック</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル類</td> <td>ペットボトル</td> <td>ペットボトル</td> <td>ペットボトル</td> <td>ペットボトル</td> <td>ペットボトル</td> <td>ペットボトル</td> <td>ペットボトル</td> </tr> </tbody> </table>					国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	ごみ資源化 容器包装リサイクル法関連)	缶 類	スチール缶	スチール缶	空き缶	空き缶	空き缶	スチール缶	空き缶	アルミ缶	アルミ缶				アルミ缶		びん 類	無色透明びん	無色透明びん	無色びん	無色びん	無色透明びん	無色透明びん	無色透明びん	茶色びん	その他の色のびん	その他の色のびん	その他びん	その他びん	その他びん	その他のびん	その他びん	—	—	生きびん	—	生きびん	生きびん	—	紙 類	新聞・折込みチラシ	新聞紙、チラシ	新聞・チラシ広告	新聞・チラシ広告	新聞紙、チラシ	新聞紙、チラシ	新聞	雑誌・カタログ類	雑誌等	雑誌カタログ等	雑誌カタログ	雑誌等	雑誌等	チラシ	段ボール	—	その他の紙類	その他紙製容器	その他紙製容器	—	—	雑誌・カタログ	—	—	—	—	—	—	紙箱、用紙等	紙バック類	—	紙バック	飲料用紙バック	飲料用紙バック	紙バック	紙バック	紙バック	ペットボトル類	ペットボトル																		
		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																																																																				
ごみ資源化 容器包装リサイクル法関連)	缶 類	スチール缶	スチール缶	空き缶	空き缶	空き缶	スチール缶	空き缶																																																																																																				
		アルミ缶	アルミ缶				アルミ缶																																																																																																					
	びん 類	無色透明びん	無色透明びん	無色びん	無色びん	無色透明びん	無色透明びん	無色透明びん																																																																																																				
		茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん	茶色びん																																																																																																				
		その他の色のびん	その他の色のびん	その他びん	その他びん	その他びん	その他のびん	その他びん																																																																																																				
		—	—	生きびん	—	生きびん	生きびん	—																																																																																																				
	紙 類	新聞・折込みチラシ	新聞紙、チラシ	新聞・チラシ広告	新聞・チラシ広告	新聞紙、チラシ	新聞紙、チラシ	新聞																																																																																																				
		雑誌・カタログ類	雑誌等	雑誌カタログ等	雑誌カタログ	雑誌等	雑誌等	チラシ																																																																																																				
		段ボール	段ボール	段ボール	段ボール	段ボール	段ボール	段ボール																																																																																																				
		—	その他の紙類	その他紙製容器	その他紙製容器	—	—	雑誌・カタログ																																																																																																				
—		—	—	—	—	—	紙箱、用紙等																																																																																																					
紙バック類	—	紙バック	飲料用紙バック	飲料用紙バック	紙バック	紙バック	紙バック																																																																																																					
ペットボトル類	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル																																																																																																					

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																																																																																																												
25-10	環境衛生事業の取扱いについて	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ごみ資源化容器包装リサイクル法関連 収集品目</td> <td>食用油類</td> <td>植物性 天ぷら油</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>廃食用油</td> <td>廃食用油</td> <td>食用油</td> </tr> <tr> <td>布類</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>布類</td> <td>布類</td> <td>古繊維類</td> <td>古繊維類</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯類</td> <td>蛍光灯</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>蛍光灯</td> <td>廃蛍光灯</td> <td>蛍光灯</td> </tr> <tr> <td>電池類</td> <td>乾電池</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>乾電池</td> <td>廃乾電池</td> <td>乾電池</td> </tr> <tr> <td>その他 プラスチック 製容器</td> <td>その他プ ラスチック 製容器</td> <td>その他プ ラスチック 製容器</td> <td>その他プ ラスチック 製容器</td> <td>その他プ ラスチック 製容器</td> <td>その他プ ラスチック 製容器</td> <td>その他プ ラスチック 製容器</td> <td>その他プ ラスチック 製容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ごみ資源化 収集方式</td> <td>収集・運搬体制</td> <td colspan="7">委託</td> </tr> <tr> <td>収集方式</td> <td colspan="7">ステーション方式</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">ごみ資源化 ステーション 数排出先</td> <td>可燃ごみ</td> <td rowspan="5">1035 箇所</td> <td>121箇所</td> <td>108箇所</td> <td>17箇所</td> <td>70箇所</td> <td>417箇所</td> <td rowspan="2">123箇所</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>70箇所</td> <td>108箇所</td> <td></td> <td>331箇所</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ</td> <td>49箇所</td> <td>70箇所</td> <td>44箇所</td> <td>248箇所</td> <td rowspan="3">33箇所</td> </tr> <tr> <td>有害ごみ</td> <td>-</td> <td>40箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>粗大ゴミ</td> <td>-</td> <td>108箇所</td> <td>1箇所</td> <td>331箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">ごみ収集回数・運搬体制</td> <td>可燃ごみ</td> <td>週2回</td> <td>週2回</td> <td>週2回</td> <td>週2回</td> <td>週2回</td> <td>週2回</td> <td>週2回(一部週1回)</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> <td>月2回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有害 ごみ</td> <td>乾電池</td> <td>年2回</td> <td>-</td> <td>年2回</td> <td>年2回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯</td> <td>8週1回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>月1回</td> <td>各自</td> <td>年2回</td> <td>年2回</td> <td>月1回</td> <td>月1回</td> <td>年1回</td> </tr> <tr> <td>収集運搬業者</td> <td></td> <td>13社</td> <td>7社</td> <td>4社</td> <td>6社</td> <td>2社</td> <td>5社</td> <td>1社</td> </tr> </tbody> </table>			国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	ごみ資源化容器包装リサイクル法関連 収集品目	食用油類	植物性 天ぷら油	-	-	-	廃食用油	廃食用油	食用油	布類	-	-	布類	布類	古繊維類	古繊維類	-	蛍光灯類	蛍光灯	-	-	-	蛍光灯	廃蛍光灯	蛍光灯	電池類	乾電池	-	-	-	乾電池	廃乾電池	乾電池	その他 プラスチック 製容器	その他プ ラスチック 製容器	ごみ資源化 収集方式	収集・運搬体制	委託							収集方式	ステーション方式							ごみ資源化 ステーション 数排出先	可燃ごみ	1035 箇所	121箇所	108箇所	17箇所	70箇所	417箇所	123箇所	不燃ごみ	70箇所	108箇所		331箇所	資源ごみ	49箇所	70箇所	44箇所	248箇所	33箇所	有害ごみ	-	40箇所			粗大ゴミ	-	108箇所	1箇所	331箇所	ごみ収集回数・運搬体制	可燃ごみ	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回(一部週1回)	不燃ごみ	月1回	資源ごみ	月1回	月1回	月1回	月2回	月1回	月1回	月1回	有害 ごみ	乾電池	年2回	-	年2回	年2回	月1回	月1回	月1回	蛍光灯	8週1回							粗大ごみ	月1回	各自	年2回	年2回	月1回	月1回	年1回	収集運搬業者		13社	7社	4社	6社	2社	5社	1社												
				国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																																																																																																																																																				
		ごみ資源化容器包装リサイクル法関連 収集品目	食用油類	植物性 天ぷら油	-	-	-	廃食用油	廃食用油	食用油																																																																																																																																																				
			布類	-	-	布類	布類	古繊維類	古繊維類	-																																																																																																																																																				
			蛍光灯類	蛍光灯	-	-	-	蛍光灯	廃蛍光灯	蛍光灯																																																																																																																																																				
			電池類	乾電池	-	-	-	乾電池	廃乾電池	乾電池																																																																																																																																																				
			その他 プラスチック 製容器	その他プ ラスチック 製容器	その他プ ラスチック 製容器	その他プ ラスチック 製容器	その他プ ラスチック 製容器	その他プ ラスチック 製容器	その他プ ラスチック 製容器	その他プ ラスチック 製容器																																																																																																																																																				
		ごみ資源化 収集方式	収集・運搬体制	委託																																																																																																																																																										
			収集方式	ステーション方式																																																																																																																																																										
		ごみ資源化 ステーション 数排出先	可燃ごみ	1035 箇所	121箇所	108箇所	17箇所	70箇所	417箇所	123箇所																																																																																																																																																				
不燃ごみ	70箇所		108箇所			331箇所																																																																																																																																																								
資源ごみ	49箇所		70箇所		44箇所	248箇所	33箇所																																																																																																																																																							
有害ごみ	-		40箇所																																																																																																																																																											
粗大ゴミ	-		108箇所		1箇所	331箇所																																																																																																																																																								
ごみ収集回数・運搬体制	可燃ごみ	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回(一部週1回)																																																																																																																																																						
	不燃ごみ	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回																																																																																																																																																						
	資源ごみ	月1回	月1回	月1回	月2回	月1回	月1回	月1回																																																																																																																																																						
	有害 ごみ	乾電池	年2回	-	年2回	年2回	月1回	月1回	月1回																																																																																																																																																					
		蛍光灯	8週1回																																																																																																																																																											
	粗大ごみ	月1回	各自	年2回	年2回	月1回	月1回	年1回																																																																																																																																																						
収集運搬業者		13社	7社	4社	6社	2社	5社	1社																																																																																																																																																						
25-26	病院関係事業の取扱いについて	<p>病院、診療所については、新市に引き継ぐ。なお、夜間診療の医師体制については、合併後に委託先と協議する。</p> <p>新市の医療体制の充実を図るため、医師会、保健・福祉との連携を強化し、調整を行う。</p>																																																																																																																																																												
		<p>公設医療機関等の現状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>施設名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国分市</td> <td>国分市立 土曜日 夜間診療所</td> <td> 【診療科目】 内科、小児科 【診療日】 土曜、日曜、祝日、休日、年末年始 【医師】 1名 【看護師】 2名 【事務員】 1名 医師については、国分市内の開業医による輪番制 【受診者数】 401名(平成14年度実績) 市内305名、市外96名 【事業費】 14,513,229円(平成14年度実績) うち施設設備等改修費9,156,600円 </td> </tr> <tr> <td>隼人町</td> <td>隼人町立 医師会医療 センター</td> <td> 【内容】 国立病院等の再編により、公設民営型病院として開業(平成12年7月1日) 【管理運営】 始良郡医師会に委託 診療費は町の収入として受け入れ 【委託料】 人件費は交付金として交付 その他経費は委託料 【診療科目】 内科、呼吸器科、消化器科、リュウマチ科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、放射線科、麻酔科 【病床数】 254床(内感染病床4床) 【診療日】 月曜日から土曜日 【診療時間】 月曜日から金曜日8:30~17:00 土曜日8:30~12:30 </td> </tr> </tbody> </table>	市町名	施設名	概要	国分市	国分市立 土曜日 夜間診療所	【診療科目】 内科、小児科 【診療日】 土曜、日曜、祝日、休日、年末年始 【医師】 1名 【看護師】 2名 【事務員】 1名 医師については、国分市内の開業医による輪番制 【受診者数】 401名(平成14年度実績) 市内305名、市外96名 【事業費】 14,513,229円(平成14年度実績) うち施設設備等改修費9,156,600円	隼人町	隼人町立 医師会医療 センター	【内容】 国立病院等の再編により、公設民営型病院として開業(平成12年7月1日) 【管理運営】 始良郡医師会に委託 診療費は町の収入として受け入れ 【委託料】 人件費は交付金として交付 その他経費は委託料 【診療科目】 内科、呼吸器科、消化器科、リュウマチ科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、放射線科、麻酔科 【病床数】 254床(内感染病床4床) 【診療日】 月曜日から土曜日 【診療時間】 月曜日から金曜日8:30~17:00 土曜日8:30~12:30																																																																																																																																																			
市町名	施設名	概要																																																																																																																																																												
国分市	国分市立 土曜日 夜間診療所	【診療科目】 内科、小児科 【診療日】 土曜、日曜、祝日、休日、年末年始 【医師】 1名 【看護師】 2名 【事務員】 1名 医師については、国分市内の開業医による輪番制 【受診者数】 401名(平成14年度実績) 市内305名、市外96名 【事業費】 14,513,229円(平成14年度実績) うち施設設備等改修費9,156,600円																																																																																																																																																												
隼人町	隼人町立 医師会医療 センター	【内容】 国立病院等の再編により、公設民営型病院として開業(平成12年7月1日) 【管理運営】 始良郡医師会に委託 診療費は町の収入として受け入れ 【委託料】 人件費は交付金として交付 その他経費は委託料 【診療科目】 内科、呼吸器科、消化器科、リュウマチ科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、放射線科、麻酔科 【病床数】 254床(内感染病床4床) 【診療日】 月曜日から土曜日 【診療時間】 月曜日から金曜日8:30~17:00 土曜日8:30~12:30																																																																																																																																																												

協定項目 番号	協定項目	調整方針の内容等																																																																																								
25-26	病院関係事業の 取扱いについて	市町名 隼人町	施設名 隼人町立 医師会医療 センター	<p data-bbox="831 277 1385 434">【緊急体制】 救急患者については、24時間に対応 小児救急体制 夜間診療 月曜日から土曜日 20:00～23:00(祝祭休日は除く) 日曜日18:00～22:00</p> <p data-bbox="831 439 1342 470">【休診日】 日曜日、祝日、12月29日～1月3日</p> <p data-bbox="831 488 1106 519">【患者数】 平成14年度</p> <table border="1" data-bbox="831 519 1399 631"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年延患者数</th> <th>診療日数</th> <th>平均患者数/1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>67,487人</td> <td>365日</td> <td>184.9人</td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>73,401人</td> <td>294日</td> <td>249.6人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="831 645 1241 676">【職員数】(平成15年6月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="831 676 1399 1169"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>常 勤</th> <th>非常勤</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医 師</td> <td>23人</td> <td>8人</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td>看 護 師</td> <td>134人</td> <td>16人</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>薬 剤 師</td> <td>5人</td> <td>—</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>放 射 線 技 師</td> <td>7人</td> <td>—</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>臨 床 検 査 技 師</td> <td>3人</td> <td>—</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>理 学 療 法 士</td> <td>4人</td> <td>—</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>作 業 療 法 士</td> <td>3人</td> <td>—</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>管 理 栄 養 士</td> <td>2人</td> <td>—</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>事 務 職</td> <td>35人</td> <td>—</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>看 護 助 手</td> <td>14人</td> <td>5人</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>1人</td> <td>13人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>231人</td> <td>42人</td> <td>273人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="831 1182 957 1214">【病 棟】</p> <table border="1" data-bbox="831 1214 1399 1482"> <thead> <tr> <th>病棟名</th> <th>病床数</th> <th>病棟の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東1病棟</td> <td>50床</td> <td>整形・内科・リハビリ他</td> </tr> <tr> <td>西1病棟</td> <td>50床</td> <td>内科・消化器・リハビリ</td> </tr> <tr> <td>東2病棟</td> <td>48床</td> <td>外科・内科他</td> </tr> <tr> <td>西2病棟</td> <td>50床</td> <td>消化器・内科他</td> </tr> <tr> <td>東3病棟</td> <td>52床</td> <td>循環器・内科他</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>250床</td> <td>一般病床数</td> </tr> </tbody> </table>		区分	年延患者数	診療日数	平均患者数/1日	入院	67,487人	365日	184.9人	外来	73,401人	294日	249.6人	区 分	常 勤	非常勤	計	医 師	23人	8人	31人	看 護 師	134人	16人	150人	薬 剤 師	5人	—	5人	放 射 線 技 師	7人	—	7人	臨 床 検 査 技 師	3人	—	3人	理 学 療 法 士	4人	—	4人	作 業 療 法 士	3人	—	3人	管 理 栄 養 士	2人	—	2人	事 務 職	35人	—	35人	看 護 助 手	14人	5人	19人	そ の 他	1人	13人	14人	計	231人	42人	273人	病棟名	病床数	病棟の状況	東1病棟	50床	整形・内科・リハビリ他	西1病棟	50床	内科・消化器・リハビリ	東2病棟	48床	外科・内科他	西2病棟	50床	消化器・内科他	東3病棟	52床	循環器・内科他	計	250床	一般病床数
区分	年延患者数	診療日数	平均患者数/1日																																																																																							
入院	67,487人	365日	184.9人																																																																																							
外来	73,401人	294日	249.6人																																																																																							
区 分	常 勤	非常勤	計																																																																																							
医 師	23人	8人	31人																																																																																							
看 護 師	134人	16人	150人																																																																																							
薬 剤 師	5人	—	5人																																																																																							
放 射 線 技 師	7人	—	7人																																																																																							
臨 床 検 査 技 師	3人	—	3人																																																																																							
理 学 療 法 士	4人	—	4人																																																																																							
作 業 療 法 士	3人	—	3人																																																																																							
管 理 栄 養 士	2人	—	2人																																																																																							
事 務 職	35人	—	35人																																																																																							
看 護 助 手	14人	5人	19人																																																																																							
そ の 他	1人	13人	14人																																																																																							
計	231人	42人	273人																																																																																							
病棟名	病床数	病棟の状況																																																																																								
東1病棟	50床	整形・内科・リハビリ他																																																																																								
西1病棟	50床	内科・消化器・リハビリ																																																																																								
東2病棟	48床	外科・内科他																																																																																								
西2病棟	50床	消化器・内科他																																																																																								
東3病棟	52床	循環器・内科他																																																																																								
計	250床	一般病床数																																																																																								
25-1	男女共同参画事業の 取扱いについて	<p data-bbox="566 1525 1425 1592">新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画基本計画を速やかに策定する。</p> <p data-bbox="566 1637 786 1668">【具体的な調整方針】</p> <p data-bbox="566 1673 1425 1816">新市においても、男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を負い、対等なパートナーとして等しく人権が尊重される社会、いわゆる男女共同参画社会の形成を推進していく必要がある。</p> <p data-bbox="566 1821 1425 1928">そのためには、新市における「新たな庁内推進体制の組織化」、「新たな懇話会(推進委員会)の設置」及び新市における男女共同参画に関する各施策を総合的に推進するための「新たな男女共同参画基本計画の策定」を早急に行う必要がある。</p> <p data-bbox="566 1933 1425 2000">更には、新市における男女共同参画の理念を掲げる男女共同参画条例の制定も重要課題となってくる。</p> <p data-bbox="566 2004 1425 2072">また、男女共同参画基本計画策定までは、現在各市町が取り組んでいる各事業を再編拡大して実施していく必要がある。</p>																																																																																								

協定項目番号	協定項目	調整方針の内容等																												
25-5	納税関係事業について	1 個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成17年度から廃止する。 2 納税組合については、合併後の平成17年度から廃止する。																												
		各市町の現況 前納報奨金の取扱い																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> 【概要】 個人の町県民税の納税義務者(特別徴収者を除く)及び固定資産税の納税義務者(法人を含む)で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合に交付 </td> <td> 【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者(法人を除く)で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付 </td> <td> 【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付 </td> <td> 【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付 </td> <td></td> <td> 【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付 </td> </tr> <tr> <td>H12から廃止</td> <td> 【報償率】 0.5%×納期前月数 10円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる </td> <td> 【報償率】 1%×納期前月数 100円未満の端数は切り捨てる </td> <td> 【報償率】 1%×納期前月数 100円未満の端数は切り捨てる </td> <td> 【報償率】 町県民税第2期の税額の10% 確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる 固定資産税前納金額×前納月数/100 結果的に第2期の税額の9%、確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる </td> <td>H15から廃止</td> <td> 【報償率】 1%×納期前月数 100円未満の端数は切り捨てる </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【限度額】 限度額10万円 </td> <td> 【限度額】 限度額10万円 </td> <td> 【限度額】 限度額10万円 </td> <td> 【限度額】 限度額10万円 </td> <td></td> <td> 【限度額】 固定資産税2期税額の14% 町県民税2期税額の9% </td> </tr> </tbody> </table>	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		【概要】 個人の町県民税の納税義務者(特別徴収者を除く)及び固定資産税の納税義務者(法人を含む)で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合に交付	【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者(法人を除く)で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付	【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付	【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付		【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付	H12から廃止	【報償率】 0.5%×納期前月数 10円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる	【報償率】 1%×納期前月数 100円未満の端数は切り捨てる	【報償率】 1%×納期前月数 100円未満の端数は切り捨てる	【報償率】 町県民税第2期の税額の10% 確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる 固定資産税前納金額×前納月数/100 結果的に第2期の税額の9%、確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる	H15から廃止	【報償率】 1%×納期前月数 100円未満の端数は切り捨てる		【限度額】 限度額10万円	【限度額】 限度額10万円	【限度額】 限度額10万円	【限度額】 限度額10万円		【限度額】 固定資産税2期税額の14% 町県民税2期税額の9%
国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																								
	【概要】 個人の町県民税の納税義務者(特別徴収者を除く)及び固定資産税の納税義務者(法人を含む)で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合に交付	【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者(法人を除く)で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付	【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付	【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付		【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1期納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付																								
H12から廃止	【報償率】 0.5%×納期前月数 10円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる	【報償率】 1%×納期前月数 100円未満の端数は切り捨てる	【報償率】 1%×納期前月数 100円未満の端数は切り捨てる	【報償率】 町県民税第2期の税額の10% 確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる 固定資産税前納金額×前納月数/100 結果的に第2期の税額の9%、確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる	H15から廃止	【報償率】 1%×納期前月数 100円未満の端数は切り捨てる																								
	【限度額】 限度額10万円	【限度額】 限度額10万円	【限度額】 限度額10万円	【限度額】 限度額10万円		【限度額】 固定資産税2期税額の14% 町県民税2期税額の9%																								
		納税組合の取扱い <table border="1"> <thead> <tr> <th>国分市</th> <th>溝辺町</th> <th>横川町</th> <th>牧園町</th> <th>霧島町</th> <th>隼人町</th> <th>福山町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> 96組合 【納税奨励金】 普通奨励金 納期内完納の場合 納付令書1枚につき4円 納税額に対し100分の1.5 特別奨励金 納税成績が優秀な納税組合に対し交付 交付額は、税額割、令書枚数割、完納割を勘案し、予算の範囲内で交付等 </td> <td>H13から廃止</td> <td>H13から廃止</td> <td> 36組合 【補助金】 納税組合補助金 納期内納付額の100分の3 納税組合長補助金 納期内外納付額の100分の1.5 完納奨励金 納税組合に対し交付 </td> <td> 196組合 【納税報奨金】 組合報奨金 納期限までに納税組合が完納した場合 納付額に対し100分の1 1世帯に対し250円 組合長奨励金 納期限までに納税組合が完納した場合 納付額に対し100分の1.5 1件に対し6円等 </td> <td> 44組合 【納税奨励金】 普通奨励金 全納税組合に対し、納税率及び納付・取りまとめ件数で金額を決定し交付 特別奨励金 納期内完納及び95%以上の納税率の組合に対し、予算の範囲内で交付 </td> </tr> <tr> <td>H15から廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税 </td> <td> 【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税 </td> <td> 【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 【H14支給実績】 一般会計 3,538,580円 国保会計 2,806,450円 </td> <td></td> <td></td> <td> 【H14支給実績】 一般会計 5,588,460円 国保会計 5,901,710円 </td> <td> 【H14支給実績】 一般会計 12,449,350円 一般会計 4,168,290円 国保会計 13,080,150円 </td> <td> 【H14支給実績】 普通奨励金 3,305,100円 特別奨励金 319,800円 </td> </tr> </tbody> </table>	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		96組合 【納税奨励金】 普通奨励金 納期内完納の場合 納付令書1枚につき4円 納税額に対し100分の1.5 特別奨励金 納税成績が優秀な納税組合に対し交付 交付額は、税額割、令書枚数割、完納割を勘案し、予算の範囲内で交付等	H13から廃止	H13から廃止	36組合 【補助金】 納税組合補助金 納期内納付額の100分の3 納税組合長補助金 納期内外納付額の100分の1.5 完納奨励金 納税組合に対し交付	196組合 【納税報奨金】 組合報奨金 納期限までに納税組合が完納した場合 納付額に対し100分の1 1世帯に対し250円 組合長奨励金 納期限までに納税組合が完納した場合 納付額に対し100分の1.5 1件に対し6円等	44組合 【納税奨励金】 普通奨励金 全納税組合に対し、納税率及び納付・取りまとめ件数で金額を決定し交付 特別奨励金 納期内完納及び95%以上の納税率の組合に対し、予算の範囲内で交付	H15から廃止				【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税	【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税	【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税		【H14支給実績】 一般会計 3,538,580円 国保会計 2,806,450円			【H14支給実績】 一般会計 5,588,460円 国保会計 5,901,710円	【H14支給実績】 一般会計 12,449,350円 一般会計 4,168,290円 国保会計 13,080,150円	【H14支給実績】 普通奨励金 3,305,100円 特別奨励金 319,800円
国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町																								
	96組合 【納税奨励金】 普通奨励金 納期内完納の場合 納付令書1枚につき4円 納税額に対し100分の1.5 特別奨励金 納税成績が優秀な納税組合に対し交付 交付額は、税額割、令書枚数割、完納割を勘案し、予算の範囲内で交付等	H13から廃止	H13から廃止	36組合 【補助金】 納税組合補助金 納期内納付額の100分の3 納税組合長補助金 納期内外納付額の100分の1.5 完納奨励金 納税組合に対し交付	196組合 【納税報奨金】 組合報奨金 納期限までに納税組合が完納した場合 納付額に対し100分の1 1世帯に対し250円 組合長奨励金 納期限までに納税組合が完納した場合 納付額に対し100分の1.5 1件に対し6円等	44組合 【納税奨励金】 普通奨励金 全納税組合に対し、納税率及び納付・取りまとめ件数で金額を決定し交付 特別奨励金 納期内完納及び95%以上の納税率の組合に対し、予算の範囲内で交付																								
H15から廃止				【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税	【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税	【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税																								
	【H14支給実績】 一般会計 3,538,580円 国保会計 2,806,450円			【H14支給実績】 一般会計 5,588,460円 国保会計 5,901,710円	【H14支給実績】 一般会計 12,449,350円 一般会計 4,168,290円 国保会計 13,080,150円	【H14支給実績】 普通奨励金 3,305,100円 特別奨励金 319,800円																								

始良中央地区合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上・下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済:協議会の会議において承認済み

提案中:協議会へ提案中又は小委員会で協議中

未協議:協議項目として未提案

平成16年6月末現在における協議状況です。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程 第28回協議会 7/22(木) 第29回協議会 8/19(木)

(今後の協議会は、原則として月1回の開催を予定していますが、状況により開催日程が追加又は変更される場合があります。)

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937

FAX 0995-64-0940